

自衛隊・米軍「一体化」について

大内 要三

「武器防護」という一体化

なぜ米軍・自衛隊の「一体化」が問題になるのか。「憲法第9条との関係で、我が国による支援活動については、他国の『武力の行使と一体化』することにより、我が国自身が憲法の下で認められない『武力の行使』を行ったとの法的評価を受けることがないよう」にしてきた（2014年7月1日閣議決定）との建前があるからだ。自衛隊が米軍とともに行動すれば、「武力の行使」を伴う行動を強いられる恐れがある、自国防衛と無関係な局面で戦闘行為をするのは明らかに憲法9条違反ではないか、という危惧があった。

2016年9月に成立した安保法制（戦争法）は、武力攻撃事態（日本が他国から攻撃を受けた場合）だけでなく、定義が曖昧な存立危機事態でも自衛隊が同盟国軍とともに武力行使をすることを容認し、「一体化」の議論を吹き飛ばしてしまった。そして安保法制成立に先立つ「日米防衛協力のための指針」（第3次ガイドライン）は、事実上の安保条約改定であるにもかかわらず条約扱いされず、2015年4月に日米4閣僚の了承のみで成立したが、これはまぎれもなく、自衛隊内部文書の表現によれば日

米「軍軍間」協力の指針だった。

南スーダン派遣PKO部隊は、安保法制により付与された新任務「駆け付け警護」を実施しないまま唐突に撤退した。次の新任務は「米艦防護」だった。自衛隊法95条の2「合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用」が適用される。その最初の例として昨年5月、横須賀から九州南方まで米補給艦を「防護」した新鋭艦「いずも」は、ひきつづき南シナ海に行き、米海軍と「共同運航訓練」をした。防護された米補給艦は日本海に入り朝鮮を威嚇する空母打撃群に弾薬等を補給した。「共同運航」といっても一緒に走るだけでは何の訓練にもならないので、互いに乗員を交換したり、実質的に共同ISR（情報収集・警戒監視・偵察）をしたりしているはずだ。「米艦防護」も「共同運航訓練」も実施したこと自体が防衛省からは発表されない例が多いが、米軍発表でわかってしまうこともある。当然「米艦防護」あるいは「共同訓練」中に攻撃を受ければ、ともに戦わざるをえない。

「武器防護」を名目とする共同作戦は、海だけでなく空でも行なわれている。航空自衛隊の発表では昨年11月、「日米韓三カ国の強固で緊密な連携の一環」として「日米共同対処

能力及び部隊の戦術技量の向上」のため、グアム配備のB1戦略爆撃機と自衛隊のF15戦闘機が「編隊航法訓練」をしたという。安倍首相は1月の施政方針演説中、このとき自衛隊機には「米



米軍B-1爆撃機を「防護」する自衛隊F-15戦闘機

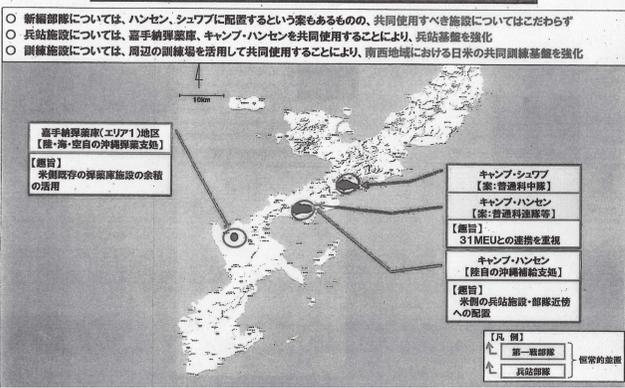
軍機防護」の任務が与えられていたことを公表した。自衛隊機が米軍機との「編隊航法訓練」中に米軍機防護の任務を与えられたことは他にもたびたびあったとされるが、実態は公表されない。

南シナ海の緊張、朝鮮半島の緊張時に偶発的な戦闘行為が想定されるとき、自衛隊はいつでも米軍とともに戦える態勢で出動していることになるだろう。

自衛隊基地は米軍基地でもある

日米地位協定2条の規定により、米国は日本の領土のどこにでも基地提供を要求でき、非公開の日米合同委員会での協議を経て日本政府が土地を用意し、米国に提供する。辺野古ではすべて日本側の費用負担で新基地が建

沖繩本島における恒常的な共同使用の構想



設されている。米軍基地の一部は日常的には自衛隊が管理運営し、米軍の必要に応じて使用させる共同基地になっている。いったん日本に返還され自衛隊が使用している基地も同じ。富士山麓に普天間のオスプレイがひんぱんに飛来するのはこのためだ。

自衛隊と米軍の基地共同使用は、第3次ガイドラインIV章に「施設・区域の共同使用を強化」と書かれて以降、急増している。とりわけ今年には「米軍再編に係る訓練移転」の名目で、基地共同使用・共同訓練がひんぱんに行なわれている。3月16日の防衛省発表によれば、「日米の相互運用性の向上及び嘉手納をはじめとする米軍飛行場周辺の騒音軽減を目的として実施」するものだ。訓練移転元の米軍基地は嘉手納、岩国、三沢であり、訓練移転先は千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原の自衛隊基地。北から南まで共同訓練をばらま

特集1 変容する米軍基地と日米同盟

めとする米軍飛行場周辺の騒音軽減を目的として実施」するものだ。訓練移転元の米軍基地は嘉手納、岩国、三沢であり、訓練移転先は千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原の自衛隊基地。北から南まで共同訓練をばらま

ている。沖繩の米軍基地での自衛隊訓練も増えている。米海兵隊基地で自衛隊が市街地戦闘訓練やジャングル戦闘訓練を行なっていることは、昨年3月10日の国会で政府が認めた。そして「南西方面防衛力強化」と称して、これまで自衛隊基地も米軍基地もなかった奄美、宮古(従来は通信部隊のみ駐在)、石垣、与那国に、いま大規模な自衛隊基地が建設され、沿岸監視隊や地对艦ミサイル部隊が駐在を始めている。小西誠氏の現地調査と研究が詳しい。自衛隊那覇基地も増強され、那覇空港には軍民共用のまま2020年までに2本目の滑走路が完成する。島嶼防衛というが、「敵」から見れば軍事基地のない島を攻撃・占領する実利はないので、逆に「敵」の攻撃対象を増やしていることになる。

2012年7月の統合幕僚監部内部文書「日米の『動的防衛協力』について」には、辺野古新基地を含む多くの沖繩米軍基地を日米共同基地とする計画が書かれている。南西方面の自衛隊新基地は、中国軍の太平洋進出をチェックし、有事には米軍と共同使用する、つまり後方に撤退しつつある米軍のインド太平洋戦略を補完するものだろう。

基地共同使用の例は、2014年5月のグアム協定改定でグアム、テニアンにまで延びている。自衛隊の戦闘機はグアムで爆弾投下訓練をしているし、2016年の日米共同演習「キーン・ソード」での敵前上陸訓練はテニアンで行なわれた。テニアンはかつて日本

が統治し、のち米軍が占領して、広島・長崎に投下した原爆を爆撃機に搭載した島だ。基地共同使用といえは、自衛隊の派米訓練も行なわれている。アラスカでは自衛隊機の実戦的な戦闘訓練が行なわれるし、本年3月に新編され日本版海兵隊といわれる水陸機動団は、前身の西部地方普通科連隊のころからカリフォルニアで実戦的教育を受けた。陸上自衛隊の長距離砲の実射撃訓練も米本土で行なわれる。これらの米軍基地使用には、日本側から使用料が支払われる。日本の基地は米国に無料で提供されているが。



沖繩先島の自衛隊基地は米軍と連携する(統合幕僚幹部「日米の『動的防衛力』について」より)

軍軍間の調整所

有事に自衛隊が米軍の指揮下に入る1952年の吉田首相とクラーク極東米軍司令官との間の密約については、古関彰一氏が米国の文書館で資料を発見した。この密約が国連軍地位協定と日米安保・地位協定の巧妙な使い分けにより現在も有効であること、また密約を新たに多産しているのが日米合同委員会であることは、矢野宏治氏、末浪靖司氏、吉田敏宏氏によって考究されている。朝鮮戦争終結への道が戦後日本政治の枠組みの変革とダイレクトにつながっていることを知らねばならない。

なお日米合同委員会は、日米地位協定の実施に関する協議の場であり、現在は第3次ガイドラインⅢ章により「平時から緊急事態まで両政府が緊密な協議、政策・運用面の適確な調整」をするため設置されている「同盟調整メカニズム」の一環。日本側代表は外務省北米局長、米国側代表は在日米軍副司令官である。

公式には第3次ガイドラインによれば、共同作戦でも自衛隊と米軍は「各々の指揮系統を通じて行動」するのであり、両者の「調整」が行なわれる。どこで調整するか（どこが共同指揮所になるか）といえは、同ガイドラインで合意され2015年11月に発足、常設された「共同運用調整所（BOCC）」だろう。2015年5月の統合幕僚監部文書中で「軍軍間の調

整所」と表現されている。ここが横田を中心に防衛省（市ヶ谷）・米インド太平洋洋軍（ハワイ）を結び、平時から大規模災害対処、武力攻撃事態、存立危機事態、自衛隊海外派遣を含む、あらゆる自衛隊・米軍共同行動の調整機関となっている。BOCCの日本側は統合幕僚監部、陸海空幕僚監部の代表であり、米国側は太平洋軍司令部、在日米軍司令部の代表である。しかし有事の作戦指揮が協議によって進行することは考えられず、朝鮮有事・南沙海有事で自衛隊と米軍が対等の立場で協力することなどあり得ないだろう。後方支援は後方支援にすぎず、自衛隊はいつまでも米軍の補助部隊となる。なおNATO軍司令官は米軍人であり、米韓連合同司令部の戦時作戦統制権はまだ米軍にある。

自衛隊法7条の規定により、自衛隊の指揮監督権は総理大臣にある。防衛大臣は総理大臣の指揮命令により自衛隊の隊務を統括する。自衛隊には統合幕僚監部と3自衛隊それぞれの幕僚監部があり各幕僚長がいるが、事態対処に当たって設置される統合任務部隊の指揮監督は統合幕僚長を通じて行なわれるので、統合幕僚長が自衛隊の最高司令官ということになる。しかしこの態勢は統合任務部隊が設置されたときのみ、つまりアドホックだ。そこで常時、自衛隊の「統合司令部」を設置する計画がいま進行しており、本年末の「防衛計画の大綱」改定にどこまで反映されるかが注目される。4月25日付の『産経新聞』

は次のように報道した。

「防衛省が、陸海空3自衛隊の運用を常時、一元的に指揮する『統合司令部』創設に向けた最終調整に入る」「弾道ミサイル攻撃など単一の事態だけでなく、サイバー攻撃なども組み合わせた複合事態や多様な攻撃に対処するための措置」「年内に改定する防衛力整備の基本指針『防衛計画の大綱』と、平成31年度からの『中期防衛力整備計画』に統合司令部の創設方針を明記する」

東日本大震災のとき「当時の統幕長は半分以上の時間を首相官邸への報告や米軍との調整に割かれ、部隊運用から目を離さざるを得ない局面が多かった」ことの反省から、「トッポの統合司令官が起きている事態をすべて把握し、次に予測される事態も分析。それに対する部隊運用について防衛相の判断を直接仰ぎ、迅速で適確な指揮を可能にする」ことを目的に、統合幕僚長とは別個に統合司令官を置くようだ。これで米軍との共同作戦はより迅速になる。

防衛予算を増やし、戦える装備をもち、戦える組織をつくるのは何のためか。日本有事がもたらばら日本が攻撃される形で起こる可能性は限りなく低く、より大がかりな有事の波及としてのみ起こる可能性が高いことを考えるとき、安保法制（戦争法）を成立させてしまったことの重みが、あらためて迫ってくる。

（おうち・ようぞう／日本ジャーナリスト会議会員）